

## 生活保護制度における介護扶助について

日頃、生活保護業務にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

生活保護法に基づく介護扶助において、お問い合わせの多い事項についてご案内いたします。

### 生活保護法・中国残留邦人等支援法による指定介護機関の申請・届出について

下記のような事由が生じた場合は、福祉事務所又は福祉総務課に届出書を提出してください。

届出書類は福祉事務所又は福祉総務課に備え付けてあるほか、新潟市のホームページよりダウンロード可能です。(トップページ画面下の【事業者の方へ】「電子申請様式ダウンロード」をクリック。

【オンラインサービス】「申請・届出の総合窓口」からキーワード検索で「生活保護 介護」と検索。)

届出を要する事項	提出書類
新たに生活保護法による指定を受ける場合 (※)	申請書・誓約書
・指定介護機関の名称を変更した場合 ・指定介護機関が所在地を移転した場合 ・指定介護機関の所在地が住居表示、地番整理等により変更された場合	変更届
・指定介護機関の開設者が当該業務を廃止した場合	廃止届
・指定介護機関の開設者が当該指定介護機関を休止した場合	休止届
・休止した介護事業所を再開した場合	再開届
・他法による処分を受けた場合	処分届
・指定介護機関の指定を辞退しようとする場合 (30日以上予告期間が必要です)	辞退届

※平成26年7月1日以降に介護保険法の指定があったときは、生活保護法の指定介護機関としてみなします。指定の手続きは必要ありませんが、その他変更等の手続きは必要となります。

### 他法他施策との関係について

#### ●介護保険の被保険者(第1・2号)

- ・介護保険・介護扶助が、自立支援の介護給付(障害福祉サービス)より優先します。
- ・ただし訪問看護、訪問リハ、通所リハ(医療機関により行われるものに限る)に係る自己負担相当額について、自立支援医療(更生医療)の給付が受けられる場合は、自立支援医療(更生医療)が優先します。

#### ●介護保険の被保険者以外の者

- ・活用できる他法他施策がある場合は、他法施策が優先します。
- ・生活保護受給者が身体障害者手帳を取得している場合は、自立支援給付等が優先します。
- ・身体障害者手帳を取得していない場合は、手帳の取得を検討し、取得できる場合は、自立支援給付による障害福祉サービスが優先します。

## 生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用等に係る取扱いについて

- 生活保護制度においては、多床室の利用を原則としています。
- 「ユニット型個室」「ユニット型個室的多床室」「従来型個室」（以下、個室等）の利用については居住費の負担が求められることから、以下のような場合に限定して利用を認めています。
  - ・居住費の利用者負担分について、保護費で対応しなくても利用が可能な場合  
(社会福祉法人等減免により利用者負担額が減免される場合など)
  - ・既に介護保険施設に入所していて、個室等を利用していただいていた者が生活保護を申請し決定となった場合（この場合は、転所指導を行い、転所等が行われるまで特例的に入所を認める）
- 食費及び居住費の負担について

受給者 年齢	サービスの種類		費用の負担方法		
	食費・居住 費等の区分	居室の種類	負担限度額	基準費用額と 負担限度額の差	
65歳以上 (介護保険併用)	施設サービス	食費		介護扶助	介護保険 (特定入所者介護 サービス費)
		居住費	多床室	原則多床室入所 ※特例的に入所を認める場合は福祉事務所 所払いの介護扶助 ※連合会へ公費請求 された場合は返戻	
			従来型個室		
			ユニット型個室的多床室		
	ユニット型個室				
	短期入所 サービス	食費		利用者負担	
		居住費	多床室	利用者負担	
			従来型個室		
ユニット型個室的多床室					
ユニット型個室					
通所サービス	食費		全額利用者負担（補足給付なし）		

受給者 年齢	サービスの種類		費用の負担方法		
	食費・居住 費等の区分	居室の種類	負担限度額	基準費用額と 負担限度額の差	
40～64歳 (生保単独)	施設サービス	食費		介護扶助	介護扶助 ※福祉事務所払い
		居住費	多床室	原則多床室入所 ※特例的に入所を認める場合は福祉事務所払い の介護扶助 ※連合会へ公費請求された場合は返戻	
			従来型個室		
			ユニット型個室的多床室		
	ユニット型個室				
	短期入所 サービス	食費		利用者負担	
		居住費	多床室	利用者負担	
			従来型個室		
ユニット型個室的多床室					
ユニット型個室					
通所サービス	食費		全額利用者負担		

### 【生活保護受給者の介護扶助に関するお問い合わせ先】

利用者のお住まいの区の福祉事務所（区役所生活保護担当課）へお問い合わせください。

- 北福祉事務所（北区役所 健康福祉課 保護第1係） TEL:025-387-1315
- 東福祉事務所（東区役所 保護課 保護第3係） TEL:025-250-2430
- 中央福祉事務所（中央区役所 保護課 管理係） TEL:025-223-7340
- 江南福祉事務所（江南区役所 健康福祉課 保護係） TEL:025-382-4313
- 秋葉福祉事務所（秋葉区役所 健康福祉課 保護係） TEL:0250-25-5684
- 南福祉事務所（南区役所 健康福祉課 保護係） TEL:025-372-6310
- 西福祉事務所（西区役所 保護課 保護第2係） TEL:025-264-7321
- 西蒲福祉事務所（西蒲区役所 健康福祉課 保護係） TEL:0256-72-8395

### 【介護機関の指定等に関するお問い合わせ先】

- 新潟市役所 福祉部福祉総務課保護室 TEL:025-226-1178